

第2回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和5年7月4日午後1時30分～午後2時00分

○ 主な審議事項 1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問） 2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 3 その他	出席状況	公益	5/5
		労側	5/5
		使側	5/5
○ 審議要旨			
1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問） 岩手労働局長が、岩手地方最低賃金審議会に諮問を行い、事務局から岩手県最低賃金の改正決定の必要性について説明した。 使用者側から、今年の諮問文にも「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配意した」と盛り込まれていることについて質問が出され、事務局から3つの考慮事項に基づき決定するとの原則を踏まえつつ、その時々を経済社会情勢等の諸事情の要請からくる事項を「配意事項」として盛り込んできたところであり、これを諮問文に盛り込む取扱いは最低賃金法上問題ないと考えていると回答し、会長は、配意事項については今後の審議の内容を拘束するものではなく、地域の実情を考慮し、三要素に基づく審議を行い決定するものと認識しているとの見解を示した。			
2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の任命手続き等が確認された。 次に、最低賃金審議会令6条第5項を適用するか否かについて検討され、最低賃金審議会令第6条5項は適用せず、例年どおり本審で議決することが確認された。			
3 その他 ・ 審議日程について 事務局から審議日程の修正案を提案し、承認された。 ・ 実地視察について 事務局から先般行った実地視察の内容については第1回専門部会で報告すること、資料については、非公開資料として配布する旨の説明を行った。 ・ 審議会の公開について 事務局から、試行として公開を実施する第1回専門部会の状況などを踏まえ、継続的に議論を進める旨の説明をした。			
○ その他 報道機関5社取材のため審議会を傍聴。 傍聴人5名。			